

イスラエル 会社・外国会社代表事務所の設立
および 就労ビザ
ハンドブック

2014年3月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

テルアビブ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）テルアビブ事務所がリテイン契約に基づき現地法律事務所Weiss, Porat & Coに作成委託し、入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびWeiss, Porat & Coは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびWeiss, Porat & Coがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・テルアビブ事務所
E-mail：IST@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Weiss, Porat & Co
2 Kaufman St.,
12th Floor Tel Aviv,
6801294, Israel
Tel: +(972)-3-5164949
Fax: +(972)-3-5164143
www.weisslaw.co.il

W WEISS, PORAT & Co
LAW FIRM . עורכי דין . פורת ושות' .

目次

イスラエルの事業体と外国代表事務所

A. イスラエルの事業体	1
有限責任会社 (Limited Liability Company)	1
無限責任会社 (Unlimited Liability Company)	2
非上場株式会社 (Private Company)	2
上場株式会社 (Public Company)	2
外国会社 (Foreign Company)	2
公益会社 (Public Benefit Company)	3
慈善団体 (Association) (「Amutah」)	3
協同組合 (Cooperative Society)	4
パートナーシップ (Partnership)	4
リミテッド・パートナーシップ (Limited Partnership)	5
外国パートナーシップ (Foreign Partnership)	6
個人事業主 (Self Employed)	6
B. 外国会社の代表事務所とイスラエルにおける外国会社の登記	6
一般	6
設立手続き	7
イスラエルと日本の租税条約	9
法人税	10
支店	10
子会社	11
個人所得税と義務的納付	11
ビザ	12
訴訟を提起される可能性	12

イスラエルの就労ビザ

B-1 就労ビザ (Working Visa)	14
B-2 商用ビザ (Business Visa)	14
A-3 聖職者用ビザ (Clergy Visa)	16

イスラエルの事業体と外国代表事務所

A. イスラエルの事業体 (Business Entities)

有限責任会社 (Limited Liability Company)

1. 有限責任会社とは、株主の責任が有限の法人である。
2. 一般に、その会社の目的が違法であったり、公序良俗に反していたりしない限り、自然人は誰でも会社を設立できる。会社は、法人としての性格と性質に即した権利能力、義務能力または行為能力を有する法的組織体となる。
3. 会社は、会社登記局 (Registrar of Companies) に新会社法人化の届け出を行うことによって設立される。会社は、株主とは別個の法的組織体である。株主の負債返済責任の上限を会社の定款で定めなければならない。有限責任会社はイスラエルの事業会社によくある形態である。
4. 大半の有限責任会社は株式有限責任会社である。すなわち、通常、株主の責任は、当該株主に対して発行された株式の未払い部分の金額に限定される。ただし、責任の制限には、有限責任保証など別のかたちのものもある。有限責任保証会社の場合、株主の責任は、会社の清算時に株主が拠出を約束した金額に限定される。
5. 有限責任会社の名称は「Ltd.」を表示することにより、当該会社が有限責任会社であることを示さなければならない。1999年以前に法人化された会社は、基本定款に加えて付属定款を作成しなければならない。
6. 会社の基本定款には、以下のいずれかを会社の目的として規定することにより、会社の目的を示さなければならない。
 - 1) 合法的な事業に従事すること。
 - 2) 基本定款に記載される事業の種類とは別の合法的な事業に従事すること。
 - 3) 基本定款に規定される種類の事業に従事すること。

無限責任会社 (Unlimited Liability Company)

7. 無限責任会社は、会社の債務に対する株主の責任が無限の会社である。無限責任である旨を会社の基本定款に記載しなければならない。

非上場会社 (Private Company)

8. 上場会社ではない会社 (イスラエル会社法による定義。下記 9. 参照)。非上場会社は 1 人以上 (自然人または法人) で設立できる。

上場会社 (Public Company)

9. 株式が証券取引所に上場され取引されている会社、またはイスラエル証券法に定義される目論見書に従って公開された会社、または外国法に定められるとおり、目論見書に従ってイスラエル国外で公開され、一般市民が株式を保有する会社。

外国会社 (Foreign Company)

10. 外国会社は、イスラエル国外で法人化された、パートナーシップ以外の法人である。外国会社はイスラエルにおいて外国会社として登記できる。すなわち、イスラエル国内における外国会社の支店として登記される。法律によれば、外国会社は、登記しない限りイスラエル国内に事業所を持つことができない。外国会社は、イスラエルに事業所を設けてから 1 カ月以内に登記しなければならない。

公益会社 (Public Benefit Company)

11. 公益会社の基本定款には、公共的目的のみを記載しなければならない。本件の解釈上、以下のことは公共的目的とみなされる。
- 1) 環境保護
 - 2) 医療または救命
 - 3) 宗教、歴史的遺産または記念碑
 - 4) 動物保護および動物の福祉のための配慮
 - 5) 人権
 - 6) 教育、専門的トレーニング、文化または芸術
 - 7) 科学、研究または高等教育
 - 8) スポーツ
 - 9) 移民、社会への適合、および定住
 - 10) 慈善または福祉
 - 11) 地域社会の福祉または地域社会活動（社会的または国家的）
 - 12) 法の支配、政治体制または行政の運営
 - 13) 上記の一つまたは複数の公共的目的のために運営される団体を奨励または支援するための基金または組織の設立
12. 公益会社が株主に利益を配分すること、またはその他の配分を行うことは禁じられている。公益会社は、公共的目的のみのために運営される非営利会社である。公益会社は株主により設立され、慈善団体登記局 (Registrar of Associations) に登記される。

慈善団体 (Association) (「Amutah」)

13. これは、イスラエルでの非営利組織設立によく使われる形態である。構成員間で利益を配分せず、一切の利益を生まない合法的目的のための

法人設立を希望する少なくとも 2 人以上の者が慈善団体を設立できる。
上記の目的には以下のことが含まれる。

- 1) 慈善活動
- 2) 人命救助を目的とする資金調達
- 3) 医療・看護に用いる機器・用品の貸し出し
- 4) 奨学金など

14. 慈善団体は、慈善団体登記局に登録された時点で法人として存在するようになる。
15. 慈善団体の構成員のメンバーシップは構成員本人個人のものであり、その資格は譲渡・相続できない。

協同組合 (Cooperative Society)

16. 協同組合の目的は、経済的利益を互いに共有する組合員間の貯蓄、自助および互助を促進し、組合員の生活状態、事業および生産方法を改善することである。協同組合は、イスラエル協同組合登記局に登録されなければならない。協同組合の組合員の責任は制限することができる。

パートナーシップ (Partnership)

17. イスラエルのパートナーシップ規則によれば、パートナーシップとは収益の創出を目的として事業を営む者の集団である。一般的なパートナーシップにおいて、パートナーの責任は有限ではない。すなわちパートナーシップの債務は、各パートナーの個人的な債務でもある。パートナーシップにおいて、責任が有限ではないゼネラルパートナーの数は 20 人までに制限される。特定の専門的なパートナーシップでは、パートナーの数にこうした制限は設けられていない。

18. 事業経営（商業、専門業または工業を含む）を目的として設立されたパートナーシップは、設立日から 1 カ月以内に登記しなければならない。

リミテッド・パートナーシップ (Limited Partnership)

19. リミテッド・パートナーシップとは少なくとも 1 人のパートナーが有限責任であるパートナーシップである。リミテッド・パートナーシップにおいては、少なくとも 1 人がゼネラルパートナーでなければならない。その責任は有限ではなく、パートナーシップのすべての債務に対して責任を負う。ゼネラルパートナーの数は 20 人を超えてはならない。
20. リミテッド・パートナーシップの特徴の一部は株式有限責任会社に似ている。それは、一部の構成員が法人の負債に関し、当該法人への投資額を超える責任を負わないからである。ただし、リミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーはパートナーシップの経営に参加できない。
21. リミテッド・パートナーシップは契約書により設立される。そしてパートナーシップ登記局 (Registrar of Partnerships) への登記が必要である。
22. リミテッド・パートナーシップは、ベンチャー・キャピタル・ファンドなどの投資ファンドの設立によく使われる形態だが、こうしたファンドがイスラエル国外で登記されるケースもある。

外国パートナーシップ (Foreign Partnership)

23. 外国で設立され、イスラエルで事業を営むことを希望するパートナーシップは、イスラエルのパートナーシップ登記局に登録されなければならない。

個人事業主 (Self Employed)

24. 個人事業主は、別個の法的組織体を設立せずに事業を営む個人である。個人事業主は、事業と債務に対して全面的に責任を負う。法人化事業者の登記局への登記は義務付けられていないが、個人事業主の事業は、納税および義務的納付を目的として管轄当局への登録が義務付けられる場合がある。

B. 外国会社の代表事務所とイスラエルにおける外国会社の登記

一般

25. イスラエル会社法によれば、外国の事業会社は、外国会社が 100%を所有するイスラエル子会社を設立する方法、またはイスラエル会社登記局に外国会社として登記する（外国会社の支店をイスラエルで登記する方法を使ってイスラエルで登記することができる）。
26. ほかのいくつかの法域とは異なり、イスラエルの会社法は、イスラエルにおける外国会社の「代表事務所」または「連絡事務所」という位置付けを特に定めていない。

27. しかし、外国会社の支店または 100%子会社は法律および会社設立許可書に従い、日本企業を代表する活動や連絡事務所としての活動を含め、あらゆる活動を行うことができる。
28. 1999 年のイスラエル会社法は、外国会社は法律に従って外国会社として登記しない限り、イスラエル国内に事業所を設けてはならないと定めている。従って、イスラエル国内に事業所を持つ外国会社は、外国会社（支店）かイスラエル子会社設立のいずれかのかたちで登記しなければならない。
29. しかし、実際には外国会社が登記所に登記せず、市場調査や情報収集などの連絡窓口のみを目的としてイスラエルに存在しているケースもみられる。
30. イスラエル国内での会社登記にイスラエル人の株主または取締役は不要であり、資本金の下限も定められていない。会社の株主は 1 人でもよい。また、取締役も 1 人でよい。

設立手続き

31. 子会社を含め会社を設立するためには、会社登記局（Registrar of Companies）に以下の書類を提出しなければならない。
- 31.1 基本定款および株主能力宣言書に設立時に株主が署名したもの。
- 31.2 会社の設立時に取締役が署名した宣言書。

取締役はイスラエル居住者／市民でなくともよい。イスラエル法のもとでは法人を取締役として指名することも可能だが、その法人を代表する個人の代表者が必要である。

株主または取締役がイスラエル市民でない場合は、パスポートの認証コピーが必要である。

- 31.3 設立時に株主が署名した会社登記申請書。
 - 31.4 株主が外国会社の場合は、会社設立書類（基本定款／附属定款を含む）の認証コピー、存立承認書およびこれらの文書の翻訳。
32. 子会社の社名は海外の親会社の社名と異なってもよい。一般に、法律に従い、社名は会社登記局（**Registrar of Companies**）の承認のもとに株主が選択できる。
33. 外国会社（支店）を登記するためには、会社登記局（**Registrar of Companies**）に以下の書類を提出しなければならない。
- 33.1 外国会社の設立文書、および事業運営のよりどころとなる書類（基本定款、附属定款など）ならびに外国会社の存立承認書の写し。
書類は翻訳する必要がある。
 - 33.2 外国会社の取締役の氏名およびパスポートの詳細事項のリスト。
 - 33.3 外国会社に代わって通告や文書送達を受ける権限を持つイスラエル国内の自然人の氏名および住所。
 - 33.4 イスラエル国内で会社の代理人を務める権限をイスラエル在住者 1 人に与える委任状。
34. 外国会社を登記する場合、登記するのが外国会社自体であるため、名称は外国会社の社名と同じとする。

35. 子会社と支店のいずれの場合も書類と署名の認証を受け、登記手数（現在 2,640 新シェケル、約 800 アメリカ・ドル）を会社登記局（Registrar of Companies）に納付する。
36. 会社登記局（Registrar of Companies）への登記完了後、支店または子会社は、イスラエルでの事業の状況に応じて税務当局や国民保険など、追加で別のイスラエル当局への登録を求められる場合がある。特殊な状況下では、イスラエルに事業所を持たない外国法人を、所得税監督機関の登録所に登録することができる。
37. 一般にこの登録手続きは弁護士が行う。この分野の経験が豊富な弁護士に相談し、利用することが望ましい。

イスラエルと日本の租税条約

38. 日本企業はイスラエル国内での操業と登記の形態を考え、イスラエルと日本の間で結ばれた「所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための条約（「租税条約」）の規定を考慮に入れるべきである。
39. この租税条約は、一般に日本企業はイスラエルにある（恒久的施設：租税条約において定義されている。）を通じてイスラエル国内で事業を営まない限り、イスラエルの所得税の適用を受けないと定めている。
40. 租税条約はさらに、特定の限定的活動は「恒久的施設」とみなさないと定めている。上記の活動には、日本企業のための情報収集や物品・商品購入、日本企業のための準備的または補助的性質をもつ活動の実行など、連絡活動に相当する活動が含まれる。

41. 租税条約の適用範囲は法人登記に関する事柄ではなく納税に関する事柄だが、これらの問題が関係しているという点を付記しておく。

法人税

42. 一般に日本企業には、租税条約の規定に従い、イスラエルの所得に関してイスラエルの法人税が課される。租税条約は特定の活動と所得をイスラエルの所得税の課税対象から除外している。
43. イスラエルの法人税率は現在 26.5%である。

支店

44. 日本企業の支店は租税条約に基づく恒久的施設とみなされる場合があるが、当該支店の活動が日本本社のための情報収集、準備的または補助的性質の活動の実施など、租税条約に定められるものに限られるときは非恒久的施設の立場とみなされ、イスラエルの法人税を免除されることがある。
45. 支店の活動が、租税条約の定める非恒久的施設の活動の枠を超える場合、当該日本企業はイスラエル国内に恒久的施設を有するとみなされ、イスラエルに係る所得に対してイスラエルの税が課税される可能性がある。
46. イスラエル支店が海外の本社に送金した（法人税納付後の）純利益は、源泉徴収税の対象ではない。

子会社

47. 子会社はイスラエル企業であるため、イスラエルの所得税の課税対象である。
48. 一般に、子会社を設立すると、親会社へのイスラエル課税は子会社の活動に関し最小限に抑えられ、親会社はイスラエルにおける申告義務を免除される。ただし、親会社とイスラエル子会社との間の取引が関係者間取引（arm's length）でないことが条件である。
49. イスラエルの子会社が日本の親会社に支払う配当は、源泉徴収税の対象である。租税条約によれば、日本の配当金受取人（親会社）がイスラエル企業の議決権付き株式の 25%以上を保有する場合、源泉徴収税率は 5%を超えないこととなっている。
50. 結論として、外国会社の支店で、その活動が情報収集など、租税条約に定められた非恒久的施設の活動に厳密に限定される場合、イスラエルの法人税納税義務は生じない。
51. 一方、活動の範囲が広いのであれば、子会社を使うことにより海外親会社に対するイスラエルの法人税負担は軽くなり、申告要件も緩和される。

個人所得税と義務的納付

52. 一般に、イスラエル国内にあるイスラエルの会社または外国会社は、イスラエル国内の従業員に関して、所得税やその他の義務的納付金（国民保険など）を源泉徴収しなければならない。

53. イスラエルと日本の租税条約、およびイスラエルが締約国となっているその他の租税条約は、外国人従業員の給与をイスラエルの所得税の課税対象外とする特定の例外規定を設けている。

ビザ

54. イスラエル法人または外国会社がイスラエル国内で雇用する外国人従業員の就労ビザ(Working Visa)の種類は、労働者の区分によって異なる。多くの場合、（建設、看護などの特定の分野を除く）事業体の外国人労働者は、管理職または外国人専門職として雇用される。顧客訪問、商談・交渉、展示会などへの参加など、短期間のビジネス活動でイスラエルを訪問する外国人は商用ビザ(Business Visa)の支給を受けられる。
55. イスラエルの就労ビザ(Working Visa)に関して作成したメモを参照されたい。

訴訟を提起される可能性

56. 外国会社としての登記（子会社としてではなく支店としての登記）は、それ自体が法的主体として認識されず、イスラエルに登記された外国会社の法的延長とみなされる。従って、外国会社は支店の違法行為に関する訴訟に巻き込まれ、イスラエルの法廷で訴訟を提起される可能性がある。
57. 一方、子会社は別個の会社であり別個の法的主体である。よって、子会社が有限責任会社である限り、子会社の行為を根拠として、海外の親会社がイスラエルで訴訟を提起される可能性は著しく小さくなる。
58. 上記のとおり、イスラエルに代表事務所という法的立場は存在せず、上で述べてきた登記局以外に外国会社の代表事務所を登記する機関はな

いが、税務当局の記録に基づき、既にイスラエルに置かれている事業体で、その活動が代表事務所の域を超えていないものの例示リストを挙げておく。

- 日本の大手総合商社数社
- 韓国の大手エレクトロニクス企業
- 海外のベンチャー・キャピタル・ファンド
- 海外のプライベート・エクイティ・ファンド
- 事務用品の多国籍小売業者
- 多国籍エネルギー企業
- 海外の投資ファンド
- 米国の大手メディアグループ
- フランスに本社を置く大手輸送インフラグループ
- イスラエルに本部を置く国際グループの海外メンバー会社
- グローバルな環境・エネルギー会社
- 米国の医療機器開発、製造および販売業者
- 米国の新聞社
- グローバルな食品チェーン
- 外国銀行
- 米国のインベストメントバンキング会社
- 米国のビジネス用ジェット製造会社
- 米国の多国籍銀行
- 韓国のコングロマリット (conglomerate)
- ドイツに本社を置く多国籍自動車メーカー
- イスラエルの新しい技術や投資を求めてイスラエルのハイテク産業を調査する会社

イスラエルの就労ビザ

B-1 就労ビザ (Working Visa)

この種のビザは、就労を目的として、イスラエル滞在は一定期間（最長 1 年間）であると承認された者が対象である。このビザは特に専門家と芸術家に交付されるもので、イスラエル内務省の承認が必要である。

以下は、ビザが必要な者のステータスに応じて、イスラエル国内での就労を希望する者が要求される B-1 ビザと労働許可(Work Permit)の各カテゴリーである。

1. その研究分野において、イスラエル国内では取得できない専門的な、または必須の、あるいは独自の高水準な知識を有する専門家／スペシャリスト。そのような専門家の給与はイスラエル国内の平均給与の 2 倍（適時調整される）を下回ってはならず、スポーツ選手もこれに含まれる。
2. 外国会社または多国籍会社のマネージャー(a manager)、上級代表者 (a senior representative) 、もしくはシニアスタッフ(an employee of trust ※注)。イスラエル政府の決定により、外国会社または多国籍会社によって雇用される外国人従業員の 2 人までが上級代表者またはシニアスタッフと見なされる。
3. 外国の航空会社または海運会社の上級職。
4. 高等教育施設の講師または研究者（当該施設は国により公認されていなければならない。）。
5. 教育研修でのインターンを希望する病院従業員または医療専門家（スペシャリスト）。
6. 外国人芸術家。一般に国際的な名声を要する（3 カ月以内）。

※注 : マネージャー、上級代表者以外の信用のおける経験のある従業員を指す。

7. 3 カ月以内の短期的任務に就く外国人。
8. ダイヤモンド商人（申請を提出できるのは経済省のダイヤモンド・スーパーバイザーのみ）。
9. 外国人カメラマンまたは外国人レポーター（申請を提出できるのは政府報道室のみ）。
10. 外国の外交官または領事館スタッフの家族で、当該家族がイスラエルでの就労を希望する場合（申請を提出できるのは外務省のみ）。
11. 医療・療養施設の従業員。
12. 建設業の従業員。
13. 農業の従業員（季節労働者または年間労働者）。
14. エスニックレストラン（中国、日本、インド、タイ）の従業員。（当該レストランに一定の年間売上実績があることが条件）。

B-1 労働許可(Work Permit)およびビザ取得手続きには一般に数カ月かかる。従業員がビザを更新する際には、イスラエル国内で申請を提出しなければならない。

B-2 商用ビザ(Business Visa)

このビザは、1 カ月以内の期間について、ビジネス活動を目的として交付される。B-2 商用ビザ(Business Visa)は一般に以下のようなビジネス活動を対象とする。

1. 顧客を訪問する。
2. 商談や交渉を行う。
3. 専門会議に参加する。
4. 会議または展示会に参加する。
5. 研究開発グループに参加する。

B-2 商用ビザ(Business Visa)の取得手続きは一般に約 1 カ月かかる。

A-3 聖職者用ビザ (Clergy Visa)

このビザは、イスラエル国内の認定宗教施設の招聘により、イスラエルの宗教社会において聖職者としての職務を果たすことを目的として聖職者に交付される。訪問のみを目的としてイスラエルに入国し、入国ビザ(Entry Visa) が必要な聖職者には、通常の B-2 観光ビザ(Tourist visa)が交付される。

A-3 ビザ交付の権限を持つのは内務省である。当該聖職者を招聘する宗教機関が、イスラエル国内で申請を提出しなければならない。申請を受けた大使館は、内務省の事前承認を受けてビザを発行するだけである。ビザの有効期間は内務省のガイドラインに従って定められる。ビザを更新する際には、宗教機関がイスラエル国内で申請を提出しなければならない。

A-3 ビザの取得手続きは一般に約 1 カ月かかる。